

「移転価格事務運営要領」(事務運営指針) の一部改正について(金融取引)

June 2022

In brief

国税庁は、2022年6月10日付で、「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)を一部改正しました(以下、「改正指針」)。改正の趣旨は「金融取引及び費用分担契約に係る取扱い等について所要の整備を講ずるものである。」とされていますが、本ニュースレターでは「金融取引」に係る改正部分の内容について、概要をまとめるとともに、改正のポイントや今後の実務において留意すべき点について解説します。

In detail

1. 改正部分の全体像(金融取引)

本改正は主に第3章「調査」のセクションが対象となっています。まず、(調査の方針)3-1(柱書)が加筆修正されています。これは、2017年のOECD移転価格ガイドライン(その後2022年1月に金融取引を対象とする第10章を追加するなどして公表、以下、「OECD移転価格ガイドライン」)で導入された「実際に行われた取引の正確な描写」や「商業上の合理性基準」といった独立企業原則適用のための新たな指針を反映したものであると考えられます。なお、この3-1の新たな(柱書)は、必ずしも金融取引に限定されるものではなく、一般的な移転価格税制の対象となる全ての取引の調査が対象になっている点については留意が必要です。

続けて、(金融取引)3-7が大幅に加筆修正されています。ここでは、上記3-1の柱書に掲げた調査の基本方針に沿う形で、改めて3-7(柱書)において金融取引における調査の基本方針という形で落とし込むとともに、以下の基本的な考え方を示しています。

- ・ 貸付取引における比較可能性
- ・ 債務保証取引における対価性
- ・ キヤッショ・プリングにおける共通便益

また、続けて3-8では、従前記載されていた(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)が全面的に削除されるとともに、新たに(金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項)が追加されています。従前は、特に金銭の貸借取引については、独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用を前提として、以下の順番で比較対象取引の適用を検討する旨が明示されました。

①借手の調達金利 → ②貸手の調達金利 → ③国債等の運用利率

今回の改正では、上記の従前掲げられていた比較対象取引の選定・適用のための具体的な検討手順は削除されました。代わりに、措置法66条の4第2項に規定する「最も適切な方法」に拠ることとされました。また、新たに追加された3-8の各内容は、3-7にて掲げられたそれぞれの取引類型に対応する形で、下表に示す通り、留意点がそれぞれ記載される形となっています。

表:「移転価格事務運営要領」改正のポイント・まとめ

事務運営指針 3-1(調査の方針)	
(柱書)移転価格税制上の問題の有無の検討にあたり、	① 措置法通達 66 の 4(3)-3 に掲げる比較対象取引の選定にあたって検討すべき諸要素に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握し、個々の取引実態に即した検討を行うという形に記載が修正されました。
② 法人が行った国外関連取引が、合理的な他の選択肢の条件と比べて、当該法人の事業目的に照らして明らかに不利な条件になっていないか、も考慮すべきという点が追加されました。	(これらはいずれも OECD 移転価格ガイドライン 2017 年版における「実際に行われた取引の正確な描写」という独立企業原則適用のための指針を踏襲するものであると考えられます。)

事務運営指針 3-7(金融取引)	事務運営指針 3-8(金融取引に係る独立企業間価格の検討を行う場合の留意事項)
(柱書)金融取引の調査の方針: 3-1(柱書)にならない、OECD 移転価格ガイドライン 2017 年版「実際に行われた取引の正確な描写」を念頭に、金融取引の内容等を的確に把握し、移転価格税制上の問題の有無の検討を行うこととされました。	(1)市場金利の利用可能性: いわゆる「市場金利」を比較対象取引とすることができる旨記載されました。 (2)信用力の考え方: 信用力の比較可能性を検討する場合に、①「信用格付等」を用いることができること、②企業グループに属することによる「付随的便益」は対価性が無いこと、③「信用格付等」を用いる場合は企業グループに属する「付随的便益」を考慮後の格付けを用いること、の 3 点が明記されました。
(1)貸付(比較可能性): 金銭の貸借取引の調査にあたり、措置法通達 66 の 4(8)-5 に掲げる比較可能性の諸要因について配意することとされました。	(3)リスクフリー利率: 国外関連取引の貸手が、貸手としての機能を十分に有さない場合は、リスクフリー利率等を比較対象取引として用いることができるとされました。 (4)長期指標金利とスプレッドから構成される合成金利の取扱い: スワップレート等の指標金利に、スプレッドを加算したものを比較対象取引として用いることとされました。 (5)銀行見積り等の取扱い: 銀行等から得た利率の見積り情報は現実に行われる取引である市場金利等には該当せず、独立企業間価格を算定する上での比較対象取引として利用することはできない旨が明記されました。
(2)債務保証(対価性の考え方): 債務保証の対価性について、OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版と同様に、「保証者にとつての法的責任」と「被保証者に生じている経済的便益」の両面から検討すべきこととされました。	(6)債務保証料の算定手法: いわゆる、①イールドアプローチ、②被保証者のデフォルト率に基づくコストアプローチ、③CDS 等の信用リスクに係る市場取引に基づくアプローチ、以上 3 つのアプローチが保証料の算定手法として例示されました。
(3)プーリング(共通便益の考え方): プーリング等により生ずる「共通便益」を、グループ各社の「意図的協調」及びグループ内の「相互作用」により生ずる便益と定義づけた上で、当該便益の発生有無を検討すべきこととされました。	(7)共通便益の配分方法: プーリング等により生じた共通便益は、独立企業原則に即し、各法人による共通便益の発生に寄与した程度を推測するに足る要因に応じて配分されているかどうかにより検討することとされました。

上記の改正内容を踏まえ、重要と思われる事項についてのポイントを、以下のとおり解説します。

2. 個別論点

(1) 3-1(柱書)及び3-7(柱書)の意義

今回の改正指針では、2017年に改正されたOECD移転価格ガイドラインにおける独立企業原則の適用のための指針(同ガイドライン第1章セクションD)が反映されています。特に、同ガイドラインでは、「比較可能性分析」を独立企業原則の適用における核心であると位置づけています。その上で、比較可能性分析を行うためには関連者間の取引が正確に描写されなければならず、そのためには関連者間の商業上又は財務上の関係等(契約条件、機能・リスク、資産や役務の特徴、経済状況、事業戦略)が特定されなければならないとしています(パラグラフ1.33)。また、独立企業であれば、関係会社間取引以外の合理的な他の選択肢の条件と比べて、当該関係会社間取引の条件設定を行うはずであり、このような商業上の合理性基準も考慮して、問題となっている関連者間の取引が正確に描写されなければならないとしています(パラグラフ1.38)。

3-7(柱書)も、3-1(柱書)と同様に、金融取引について調査を行う場合には、「措置法通達66の4(3)-3(※1)に掲げる諸要素等に基づいて、当該金融取引の通貨、時期、期間その他の当該金融取引の内容等を的確に把握し、移転価格税制上の問題の有無を検討する。」といった記載となっています。金融取引においても、比較可能性分析・検証を合理的に行うための「取引の正確な描写」が強調されていることが窺えます。

※1 措置法通達66の4(3)-3では、「措置法第66条の4の規定の適用上、比較対象取引に該当するか否かにつき国外関連取引と非関連者間取引との類似性の程度を判断する場合には、例えば、法人、国外関連者及び非関連者の事業の内容等並びに次に掲げる諸要素の類似性を勘案することに留意する。」とされています。

- (1) 棚卸資産の種類、役務の内容等
- (2) 売手又は買手の果たす機能
- (3) 契約条件
- (4) 市場の状況
- (5) 売手又は買手の事業戦略

なお、「取引の正確な描写」は、取引の内容やその特徴を、その契約条件、当事者の機能リスク、資産・役務の特徴(金融取引においては当該取引や金融商品の特徴)、経済状況、事業戦略といった観点から多面的且つ的確に把握して、比較可能性分析に役立てることにその目的があると考えられます。よって、取引の実質に基づき、あるいはいたずらに取引を引き直した課税が想定されているものではないと考えられます。しかし、例えば国外関連者間で実行した金融取引の諸条件が、第三者間では見られない、あるいは著しく合理性を欠くような場合(例えば資金需要に見合わない借入期間の設定、将来予測キャッシュフローに基づけば返済不可能であるような借入期間や、約定返済等の諸条件の設定など)には、それらの諸条件を適正な条件に引き直し、独立企業間価格の算定が行われる可能性もあると思われるため、留意が必要です。

(2) 信用力の考え方

改正指針3-8(2)では、金融取引における移転価格の検討にあたり考慮すべき比較可能性の要素としての(借手又は被保証者の)信用力について、「当該当事者の信用格付けその他の信用状態の評価の結果を表す指標を用いることができる」とされました。基本的には、外部格付機関が公表する格付符号に相当するものを用いることになると想定されます。パブリックコメント¹(これに寄せられた意見は、以下、「提出意見」)に対する国税庁の考え方²(以下、「国税庁回答」)(3頁)において、「その他の信用状態の評価の結果を表す指標」については、「この指標には、例えば、信用力を測るために用いられる各種財務指標のうち、デフォルト事象との関連性が高く、事案の事実と状況に応じた最も適切な財務指標が該当します(下線は当法人)」という説明がなされています。また、続けて、「借手の信用力を評価する場合に用いることができる信用格付は、格付機関によって付与された信用格付だけに限定するものではありません。したがって、例えば、公開財務ツールや御意見の中で言及されている格付機関が示している事業体のグループ内での位置付けから求める方法による潜在的な信用格付であっても、それが借手の信用力を検証可能な方法により評価した合理的かつ客観的な指標と認められる場合には、この信用格付を用いることも考えられます(OECD移

¹ 「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)の一部を改正する案に対する意見募集について(国税庁、令和4年3月)

² 「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)の一部を改正する案に対する意見募集の結果についてー(別紙1)ご意見の概要及びご意見に対する国税庁の考え方(国税庁、令和4年6月10日)

転価格ガイドライン・パラグラフ 10.71)。(下線は当法人)」と回答しています。企業グループの本社以外の国外関連者が外部の格付機関から信用格付けを取得していることは極めて稀です。したがって、納税者においては、何らかの方法により、信用格付けを合理的に算出する必要があります。これらの回答から、実務上は、以下のアプローチの想定が考えられます。なお、現実的には、事業会社で②の方法を用いることは困難ですから、①または③(あるいは併用)の方法が考えられます。

- ① 格付機関の財務ツールを利用して借手のデフォルト確率を算出して格付けを導き出す手法
- ② 格付機関が公表する格付け手法に基づいて、独自に定性・定量分析を行い、格付けを導き出す手法
- ③ 格付機関が公表するグループ格付け手法などに基づいて定性的に格付けを導き出す手法

続けて、改正指針 3-8(2)では、(借手又は被保証者等の)当事者の信用格付けが、企業グループに属している事実のみを理由として、高い格付けを与えられるような場合においては、そのようなわゆる暗示的な信用補完効果についての対価性を否定しています。さらに、改正指針では、当事者の信用格付けを検討するにあたり、上記の企業グループに属することによる効果を考慮に入れた上で、そのような「付隨的便益を加味した結果引き上げられた高い信用格付け等を基に判断することに留意する」としています。これら借手の格付評価にあたっての基本的指針は、OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版(パラグラフ 7.13、10.62)とも整合するものであり、合理的であると考えます。一方で、実務の観点から、例えば第三者間であれば、当事者が企業グループに属することによる追加的な信用力というものをどのように評価しているのかを突き止めることは困難です。

したがって、実務上は、格付機関などが公表するグループ会社の格付手法などに依拠せざるを得ません。例えば、単独格付を合理的に導き出した上で、それらの格付手法に基づき格付けを上方修正する、あるいはグループ全体の格付けを出発点としてそこから下方修正していく、といったような対応が考えられます。また、国税庁回答 3 頁でも触れられているとおり、「取引の当事者が企業グループに属している事実のみを理由とした付隨的便益が生じている場合がある(下線は当法人)」という記載から、必ずしも全てのケースに当てはまるわけではないとされていることにも留意が必要です。

(3) 貸手の機能とリスクフリー利率

改正指針 3-8(3)では、金銭の貸借取引において、金銭の貸手がリスク管理能力を有していない、又は貸付にあたっての意思決定機能を果たしていないような場合には、当該取引には、スワップレートや国債等のリスクフリー利率を用いた取引を比較対象取引とすることができますとしています。この改正は、同じく OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版・パラグラフ 1.108 の取扱いを踏まえた内容となっています。同パラグラフでは、「1.108. the funded party would still be entitled to a deduction up to an arm's length amount in respect of the funding. The difference between those amounts would be allocable to the party exercising control over the investment risk in accordance with the guidance in this chapter. (下線は当法人)」と記載されています。つまり、本件のような取引について、一旦は独立企業間利率を適用しつつ、その上で、貸手に帰属すべき金利収益はリスクフリー利率に限定されます。残りの利益は、貸出にあたり実際に意思決定を行った拠点に帰属されるべきとされています。

この点については、提出意見でも、借手側に独立企業間利率ではない利率を許容してしまうのではないかという問題提起がされています。国税庁回答(3 頁)では、あくまでもそのような場合における「貸手」の帰属利益水準を検討する場合の一つの考え方を示すものであり、実際は改正指針 3-7 に従って取引内容等を的確に把握した結果を踏まえて判断することになるとしています。

このような国外関連取引の場合、親会社が主導して取引を采配していることも多くみられます。そのようなケースにおいて、取引の当事者以外の拠点(例えば本社)が意思決定を行っている事実のみをもって、その拠点に直ちに所得を帰属させるという方法はやや慎重さに欠けるおそれもあり、事例の蓄積が待たれます。

(4) 銀行等から得た見積り情報の取扱い

改正指針 3-8(5)では、銀行等に照会して取得した見積り上の利率又はスプレッドが、現実に行われる取引に依拠しない指標であることを理由として、市場金利等には該当しないこととしています。これも、OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版と整合する内容となっています。ただし、注書において、例えば、銀行等に照会して取得した見積金利を、国外関連取引に適用している事実のみをもって、即時に移転価格課税が発動されるわけではないことに留意が必要だとしています。これは、銀行の見積金利が、市場金利と乖離しな

い水準に設定されているのであれば、独立企業間価格に引き直して課税を行う必要がないため、当然といえます。ここでの問題は、そのような見積りが、独立企業間価格であるかどうかの確信が持てないことにあります。結局は、市場金利等の比較対象取引に基づく独立企業間価格の算定が、調査の場面で求められることになると考えられます。

(5) 債務保証取引における有償性

改正指針3-7(2)では、債務保証等について調査を行う場合に、調査対象である債務保証取引の以下3点について配意することとされています。

- ① 債務の「性質」
- ② 債務の「範囲」
- ③ 当該債務保証が当該法人又は当該国外関連者に与える「影響」

そして、③の「影響」について検討する場合には、以下の2点を検討することとされています。

- ① 債務の保証者側で「法的な責任を負っているかどうか」
- ② 債務の保証を受ける側で「信用力が増しているかどうか」

この改正指針3-7(2)の意義は、2つの側面があると考えられます。1つ目は、債務保証等の取引に関する有償性です。昨今では、通常の債務保証以外にも、類似した取引が多くあります。その中には、有償性があるとは言い切れないものもあります。したがって、「性質」、「範囲」、「影響」といった視点から、取引の正確な描写を行い、有償性の評価をまず行う必要があることを示唆しているものと考えられます(別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集(以下、「参考事例集」)【事例4】«前提条件3» «解説»5参照)。特に、「影響」については、保証者の視点と被保証者の視点の両面から検討することとされており、保証者の視点は「法的に拘束されるか」、被保証者の視点は「保証により経済的なメリットがもたらされているか(信用力が増せばより有利な条件で資金調達等ができるものと考えられます)」というものです。これら2つの視点から、例えば、保証者が「法的に拘束されない」、そして被保証者に「経済的なメリットがない」ものについては、有償性がないと判断される可能性が高くなると考えられます。もとより、そのような保証行為としての意義を欠くものは、もはや保証ではないとも捉えられます。よって、実際には、いざれか片方、つまり、保証者が法的には拘束されるが、被保証者にとって経済的なメリットがあるとは言い切れないケース、あるいはその逆の場合に、当該債務保証の有償性をどう考えるかが論点になるとと考えられます。

2つ目は、後述する独立企業間価格の算定方法の選択に影響を与える点です。債務保証取引の価値というのは、保証者の視点からは「リスクに対する対価」であり、被保証者の視点からは「保証によりもたらされる経済的又は商業的価値(便益)」に反映されるものと考えられます。この両者は、必ずしもイコールにはなりません。OECD移転価格ガイドライン2022年版・パラグラフ10.173でも、この点につき、「An independent entity providing a financial guarantee would expect to receive a fee to compensate it for the risk it is taking in accepting the contingent liability and to reflect any value it is providing to the borrower in respect of the guarantee.(下線は当法人)」として、保証料の決定にあたってはこの両者の視点が考慮されるべき旨述べられています。保証者の視点を重視するのであれば、後述するコストアプローチが合理的な手法と言えますし、被保証者の視点を重視するのであれば、イールドアプローチが合理的な手法と言えます。あるいはいざれか一方の視点ではなく、両者の視点ということであれば、それぞれの手法を適用して出てくる値を用いて、独立企業間保証料レンジを構築するなり、平均値を用いるという考え方も採用できます(国税庁回答9頁、参考事例集【事例4】«前提条件3» «解説»4参照)。いざれにせよ、債務保証取引の正確な描写により、事実関係に最もよく適合する手法を選択する必要があります。

(6) 債務保証取引における独立企業間価格の算定方法

改正指針3-8(6)では、債務保証取引に用いることができる独立企業間価格の算定方法(独立価格比準法に準ずる方法の比較対象取引の選定手法)の例示として、以下の3つの手法が紹介されています。

- ① 被保証者による保証前後の資金調達レートの差額を保証料計算の基礎とする手法(以下、「イールドアプローチ」)
- ② 被保証者の期待損失率に相当する料率を保証料計算の基礎とする手法(以下、「コストアプローチ」)
- ③ いわゆる市場で取引されるクレジット・デリバティブ取引のスプレッド相当を保証料計算の基礎とする手法(以下、「CDSアプローチ」)

基本的には OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版にて掲げられている手法と整合するものですが、後述する理由から、CDS アプローチは選択肢にならない可能性が高いため、実際には、イールドアプローチかコストアプローチ(あるいは両者)の 2 つの手法を念頭において検討する必要があると考えます。

なお、ここで一つ注目しておきたい点が、OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版では、イールドアプローチにより算定される値を保証料の最大値として、コストアプローチにより算定される値を保証料の最小値として位置づけており、改正指針においてもこの考え方を基本的に踏襲しているというものです。国税庁回答 9 頁において、「OECD 移転価格ガイドラインにおいて、イールドアプローチにより算定される値は保証料の最大限度であり、コストアプローチにより算定される値は最小限度であることから、それらの値そのものは必ずしも独立企業原則に即した結果にはならない場合があると示されていることから(パラグラフ 10.177、10.180)、いずれかの方法により算定された値そのものを独立企業間価格として取り扱うことは適切ではない場合があると考えられます。(下線は当法人)」。

これは、以下を意味しているものと解されます。

- ① イールドアプローチにより算出された金利差は保証による便益を反映する最大限度であるため、保証者と被保証者で分割する必要がある。
- ② コストアプローチにより算出された期待損失率は、保証料の最低限度を構成するため、プラス α 部分を検討する必要がある。

その上で、参考事例集【事例 4】«前提条件 3»において、両手法を併用したアプローチが例示されています。この事例では、イールドアプローチ適用により算出される値とコストアプローチ適用により算出される値の平均値を独立企業間価格としています。ここで、納税者においては、常に両手法を検討しなければいけないのかという疑問が生じます。国税庁回答 9 頁では、「このような考え方に基づいて独立企業間の保証料を算定する方法が示されていますが、この方法はあくまで一例を示しているにすぎず、イールドアプローチ又はコストアプローチ等、どれか一つの方法を適用している場合であっても、それが最も適切な方法と認められる場合もあると考えられますので、複数の方法を用いることだけが最も適切な方法であると示すことを意図しているものではありません。(下線は当法人)」と述べられており、必ずしも両手法の併用が常に求められるものではありません。ここで重要なことは、前出のとおり、債務保証取引を正確に描写し、保証者が負担する信用リスクや、被保証者により生ずる経済的便益という観点から、最もよく適合する手法を選択することであるといえます(なお、実務上は、イールドアプローチの結果がコストアプローチの結果を常に上回るとは必ずしも限りません)。以下、手法選択にあたっての留意事項をまとめます。

- イールドアプローチを適用するためには、被保証者の信用格付等を考慮する必要があるが、当該信用格付の算出にあたっては、原則的には、企業グループに属することによる付随的便益(それが発生している場合は)を考慮後の信用格付を用いる必要がある。
- イールドアプローチは、保証料の最大限度を構成することから、被保証人と一定の割合で分割する必要がある。なお、イールドアプローチを選択した場合は、コストアプローチによる相場観チェックが推奨される。
- コストアプローチを適用するためには、被保証者の期待損失率を求める必要があるが、期待損失率とは、参考事例集【事例 4】«前提条件 3» «解説» 4 に記載のとおり、「いわゆるデフォルト確率にデフォルトが生じた場合の損失率を乗じた値」と定義されていることから、原則的には、期待損失率 = デフォルト率 \times (1 - 回収率) により求める必要がある。
- コストアプローチは、保証料の最小限度を構成すると言われているため、期待損失率のみで保証料として合理的かどうか、プラス α 部分は必要でないか、事実と状況に応じて他の手法との併用可能性を含め検討する必要がある。
- CDS アプローチは、市場にて取引されているクレジット・デフォルト・スワップを比較対象取引として用いる手法であると解されるが、市場取引であるため、個別銘柄ごとに色々な要素が考慮されて価格形成がなされているものと想定され、また、価格変動も激しい。また、基本的には金融機関等のプロトロコルが取引しているものもある。このような点も考慮に入れた上で、上記 2 つのアプローチとの比較において、その手法の有用性や合理性を慎重に検討する必要がある。
- 上記手法間に適用順位の優劣関係はない。したがって、債務保証取引の正確な描写を通じて、事実関係に最もよく適合する手法を選択する必要がある。

(7) キヤッシュ・プーリングにより生じた共通便益の配賦

改正指針 3-7(3) 及び 3-8(7) では、いわゆるキヤッシュ・プーリングにおいてグループ内に生じた共通便益の取扱いについて言及されています。文脈としては、いわゆるプーリング等のリーダー又はヘッダーとして機能する拠点に帰属すべき収益や移転価格を検討するにあたって考慮すべき事項の一つとして触れられています。ここでは、共通便益を、「当該法人及び当該国外関連者が意図的に協調することにより生ずる当該企業グループ内の相互作用により当該法人及び当該国外関連者の支払うべき利息の減少又は受け取るべき利息の増加その他の便益(下線は当法人)」と定義づけた上で、そのような共通便益が生じていると認められる場合には、プーリングに参加する各当事者間で独立企業原則に基づき合理的に「配分」されているか検討する必要があるとしています。本改正も、基本的には OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版を踏襲するものです。

共通便益とは、いわゆるプーリング・ベネフィットと呼ばれるものです。どのようなプーリング形態を用いるにせよ、企業グループとして取り組むことにより、連結ベースでまずどのような経済効果が実現できたのかを正確に把握し測定することが求められます。その上で、把握・測定された共通便益を、キヤッシュプール・リーダーと各参加者の間でどのように配分すべきか検討する必要があります(参考事例集【事例 7】**»**前提条件 4 **»**解説 4 参照)。フィジカル・プーリングを例にとれば、このプーリングの導入により対外的な支払利息が削減できる一方で、余剰資金を銀行等に預け入れていれば得られたであろう預金利息等の機会損失が発生します。よって、借入拠点が負担する金利から、預け入れ拠点が収受する預け入れ金利を控除することにより共通便益を算出することができます。これは結局、プール・リーダーの収支と等しくなります。ここでの課題は、この共通便益を、プール・リーダーと各参加者間でどのように配分するかという点です。ノーショナル・プーリングでも、形態は少し異なりますが、共通便益の本質は同じです。

なお、共通便益の配分方法については、改正指針で言及している配分要因に加えて、事実関係と状況に応じて、「どの取引価格にヒットさせるか」という視点も重要です。上記のフィジカル・プーリングの事例によれば、各参加者への共通便益の配分は、プール・リーダーと参加者が締結する個々の金融取引の利率を事前に調整することによって実現できます。場合によっては改正指針で言及しているような形で、寄与度利益分割法と同等の方法を金融取引に適用し、事後的に適正な所得配分を実現することも可能であると考えられます。ただし、共通便益の配分を価格調整金のような形で授受するのか、といった課題が残ります。他方で、ノーショナル・プーリングの場合には、表面的には参加者間の国外関連取引の存在が見えにくいため、どの契約に基づいてどのような国外関連取引が発生しているのかについて、正確に描写した上で、上記と同様の論点を検討する必要があります。

また、配分要因について、参考事例集【事例 7】**»**前提条件 4 **»**では、口座残高が例示されています。これについても、プラス・マイナスの拠点が混在する場合において、全拠点を対象にするのか、残高ではなく拠点の均等割りとするかなど、個別ケースの事実関係を正確に描写して検討することが必要です。さらに、プール・リーダーに対する報酬の決定方法と表裏の関係にあるため、当該プール・リーダーの機能やリスクの程度及び役務提供取引と金融取引を一の取引単位とするか等を勘案した上で、プール・リーダーにより多く配分されるべき、というケースもありうると考えられます。

The takeaway

以上、改正指針についてポイントや今後の実務において留意すべき点について解説しました。全体としては、想定どおり OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版を踏襲する内容となっています。その上で、本改正では、いずれも重要な以下の論点を中心に指針が提供されています。

- ① 信用力の考え方
- ② 債務保証の有償性と手法選択
- ③ キヤッシュ・プーリングにおける共通便益の把握・測定と配分

OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版ではより詳細な情報が提供されていますので、実務の観点からは、改正指針のみではなく、OECD 移転価格ガイドライン 2022 年版の内容も踏まえて検討する必要があります。

また、今回の改正指針では、「実際に行われた取引の正確な描写」の重要性が言及されています。取引の正確な描写を通じて、独立企業原則に即して上記 3 点に対応し、客観性や検証可能性などの実効性が担保される必要があります。そのためには、文書化の対応は必須であると考えられます。

国税庁回答 3 頁においても、「なお、借手の信用力を評価するために用いられた指標の検証可能性を担保するためにも、その指標の導出過程等を文書化しておくことが望ましいと考えています。(下線は当法人)」と述べられています。信用力の評価過程や、債務保証の有償性判定、選択した手法の合理性、共通便益の測定と配分要因などを説明するためにも、文書化対応が望まれるところであると考えられます。

なお、本改正は、「法人の令和 4 年 7 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税の調査又は事前確認審査について適用し、法人の同日前に開始した事業年度分の法人税の調査又は事前確認審査については、なお従前の例による。」とされていますので、3 月期決算の法人であれば、2024 年 3 月期から、12 月期決算の法人であれば、2023 年 12 月期から適用になります。

さらに、本改正は、債務保証や共通便益の配分が主に対象となっています。グループ間の金銭貸借取引などについて、既存の措置法通達や OECD 移転価格ガイドラインを踏まえた留意事項などをまとめた記事を当法人のウェブサイトで公開していますので、ご興味のある方は以下をご参照ください。

金融取引移転価格シリーズ 第 1 回: 国外関連者に対する金銭の貸付

<https://www.pwc.com/jp/ja/taxnews-transfer-pricing/assets/tp-insight-20210920-1.pdf>

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

www.pwc.com/jp/tax

東京事務所

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
Otemachi One タワー

大阪事務所

〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町 4 番 20 号
グランフロント大阪 タワー A 36 階

名古屋事務所

〒450-6038
愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目
1 番 4 号
JR セントラルタワーズ 38 階

パートナー

早川 直樹

パートナー(大阪)

池川 恭史

シニア・マネージャー

佐伯 拓也

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 156 カ国に及ぶグローバルネットワークに 295,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.